



## 【注意事項】

\* 給付に関することを委任される方は、保険税に未納があった場合、給付を差し止めする場合があります。そのため、納税相談・保険証の交付が含まれています。(未納がある方のみ対象です)

\* 保険税納付の納税相談のみを委任される方は、保険税の納付後、保険証の交付は行えません。必要な方は保険証の受け取りにもチェックを入れてください。

\* 窓口にて、受任者の身分を必ず確認します。身分証明書の携帯をよろしくお願ひします(身分証明書の例として、自動車運転免許証等)。

\* 今回限りの委任ではなく、継続的に委任される場合は最高2年間の委任期間をもちます。必要な際は、委任期間に記入をして下さい。

例) 令和4年2月28日～令和5年2月28日まで

